

令和4年度 第12回豊能町教育委員会会議（3月定例会）発言詳細

日時： 令和5年3月29日（水） 午後2時30分開会

場所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育委員	宮崎 純光
	教育委員	坂口 敏子
	教育委員	富永 彰一
	教育委員	馬渡 秀徳
	教育委員	小松 郁夫
事務局：	こども未来部長	入江 太志
	教育総務課長	千歳 あや乃
	義務教育課長	吉澤 亘
	こども育成課長	竹内 弘明
	生涯学習課長	寺倉 義浩
	義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室長	峯 亜希子
	教育総務課主事	篠崎 達郎

傍聴者： 5名

会議次第

第15号議案 豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正について

第16号議案 令和5年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

第17号議案 豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の改正について

第18号議案 豊能町青少年指導員の委嘱について

○各課・室からの報告

【教育長】

それでは会議を始めます。ただいまの出席は4名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和4年度、第12回豊能町教育委員会3月定例会を開会いたします。なお、坂口委員につきましては、所用のため、事前に欠席の旨連絡がございました。会議録署名人を宮崎職務代理の方でよろしくお願いいたします。それでは会議を始めます。

本日はお配りしておりますように、審議事項4件を議題とさせていただきます。まず初めに、第15号議案、豊能町学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正についてでございます。事務局より説明をお願いします。千歳教育総務課長お願いいたします。

【教育総務課長】

みなさんこんにちは。それでは私の方から、第15号議案、豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。第15号議案、お手元にご用意ください。議案1枚目をご覧ください。議案提案理由としましては、大阪府の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正されることに伴い、豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則について、所要の改正を行うものでございます。改善の内容につきましては、2ページをご覧ください。改正理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、府費負担教職員の定年が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることから、新たに定年前再任用短時間制度というのを導入いたしました。現行の再任用制度を廃止し、令和5年度から令和13年度までの間、現行の再任用制度と同内容の暫定再任用制度を設けたことにより、もともとあった再任用短時間勤務職員という文言を定年前再任用短時間職員という文言に改正しました。この改正を受けまして、豊能町においても、文言改正を行うものでございます。同じページの新旧対照表をご覧ください。第2条の下線部分が変更になっております。改正された再任用短時間勤務職員体制につきましては定年前再任用短時間勤務職員とこちらの文言が変わっております。この附則に関しては令和5年4月1日からの施行となります。また、経過措置としまして、暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなすということになっております。説明の方は以上でございます。

【教育長】

ありがとうございます。千歳課長からありましたように、2年ごとに、定年が一歳ずつ伸びていく、そのことに伴いまして名称が変更となるということでございますが、質問等ございましたらお出してください。よろしいですか。質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第15号議案「豊能町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第 15 号議案は可決されました。次に、第 16 号議案「令和 5 年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」でございます。事務局より説明をお願いします。吉澤義務教育課長、お願いいたします。

【義務教育課長】

よろしくお願いいたします。第 16 号議案です。お手元にクリップ留めされてます議案書をご覧ください。「令和 5 年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について」でございます。豊能町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 15 号に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について承認を求めるものでございます。提案理由につきましては、1 年ごとの任期満了に伴いまして、新たに委嘱するものです。1 ページめくってください。内科の先生方です。3 所園、それから小中学校のそれぞれの学校医としてお願いする先生方になっております。先ほど教育長からもお話ありました馬渡先生につきましては、学校の小中一貫校の絡みがありまして、現在は東能勢小学校と東能勢中学校の学校医をお願いしているところです。1 枚めくっていただきまして、次は耳鼻科の方になります。これは町内の耳鼻科医の西前先生にすべての学校・園所をお願いしております。1 枚めくってください。続きましては、眼科になります。眼科につきましても、村井先生に、町内の学校・園所をお願いしております。1 枚めくっていただきまして、学校歯科医になります。3 所園、それから小中学校についてはそれぞれの先生方をお願いしているところです。令和 4 年度も同じです。1 枚めくっていただきまして、学校薬剤師についてです。これにつきましても 3 所園小中学校それぞれ、この先生方をお願いしているところです。令和 4 年度の現行の先生方に、令和 5 年度も引き続きお願いしようと考えているところです。よろしくお願いいたします。

【教育長】

説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお出してください。令和 5 年度の各小中学校そして保育所、幼稚園、子どもたちがお世話になる内科の先生、耳鼻科の先生、眼科の先生、歯科医の先生、そして薬剤師の先生でございます。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第 16 号議案、令和 5 年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

ありがとうございます。挙手多数でございます。よって第 16 号議案は可決されました。次に参ります。次に第 17 号議案「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の改正について」でございます。事務局より説明をお願いします。峯室長お願いいたします。

【保幼小中一貫教育推進室長】

第 17 号議案「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の改正について」ご説明させていただきます。第 17 号議案の方をご覧ください。令和 5 年度に実施する令和 6 年度使用小学校教科用図書採択から適用するため、豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部改正について承認を求めるものでございます。2 枚目をご覧ください。提案理由としましては、豊能郡地区教科用図書採択協議会によって共同採択をしております、能勢町の能勢町立能勢ささゆり学園が、令和 5 年 4 月から義務教育学校となったため、規約の一部を改正する必要性が生じたものでございます。豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部を改正する時には、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 13 条より、豊能町教育委員会と能勢町教育委員会で協議を行うものとされております。改正箇所をご説明いたします。資料の豊能郡地区教科用図書採択協議会規約新旧対照表をご覧ください。5 枚目になります。第 1 条中、町立小学校及び中学校（以下、小中学校という）を町立小学校、中学校及び義務教育学校（以下、学校という）に改めます。また、第 14 条、第 3 項中、小中学校を学校に改めます。説明は以上とさせていただきます。ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑がございましたらお出しください。現在使われている小学校の教科書、それを令和 5 年度に採択をし令和 6 年度から新たな小学校教科書を使用する、という内容の中で、ささゆり学園の方が義務教育学校に名前が変わりましたので、その名称を改めるものでございます。質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第 17 号議案「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の改正について」賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、第 17 号議案は可決されました。次に、第 18 号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。寺倉生涯学習課長お願いいたします。

【生涯学習課長】

第 18 号議案豊能町青少年指導員の委嘱について提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。光風台地区選出の青少年指導員の方が令和 5 年 3 月 31 日付で 1 名辞任することに伴いまして、後任として豊能町青少年指導員設置要綱第 4 条および第 5 条の規定に基づき指導員の充足を行いたく、委員会会議での議決を求めるものでございます。それでは第 18 号議案、関係資料 2 枚目をご覧ください。令和 4・5 年度において豊能町青少年指導員をしていただておりましたが、ご事情により令和 5 年 3 月 31 日付で辞任されることになりました。それに伴いまして、後任指導員として光風台

自治会よりご推薦いただきました1名の方の委嘱について承認いただくものでございます。今回の被選出者の方につきましては、平田薫さんでございます。委嘱期間は令和5年4月1日より、令和6年3月31日まででございます。説明は以上となります。ご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

【教育長】

説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑等ございましたらお出しください。今回欠員が1名出たことで、その補充として平田さんの方をお願いするというところでございます。寺倉課長へ一つ説明をしていただきたいのですが、コロナ禍の中で、色々な活動が制限されたと思うのですが、青少年指導員として、どのような活動を展開していただいているか、ご説明していただければと思いますが、よろしく願いいたします。

【生涯学習課長】

青少年指導員の大きな活動としまして11月に開催している行事でございますが、例年は高山コミュニティセンターだったんですけども、工事の関係で昨年は東能勢小学校とその近くの公園の木を伐採して清掃活動を行ったり、伐採した木で色々な工作を作ったり等、なかなか普段では体験できないような体験活動を行っております。また、各地区の青少年指導員の方につきましては校区の青少年育成協議会が、各校区ごとに、例えば東地区ですとミニスポーツ大会等を定期的にやっていたという所でございます。

【教育長】

ありがとうございます。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第18号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第18号議案は可決されました。次に、前回会議以降の各課の報告をお願いいたします。入江部長お願いいたします。

【こども未来部長】

- ・3月議会の報告について

【義務教育課長】

- ・各小中学校の卒業式・入学式について

【こども育成課長】

- ・ 3所園の終了式・卒園式、入所式・入園式について

【生涯学習課長】

- ・ ユーベルホールでのコンサート開催について
- ・ 令和5年度ユーベルロビーコンサートについて

【教育長】

他にございませんか。そうしましたら令和5年度4月の教育委員会会議の日程でございますが、4月28日の金曜日で開催をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。以上をもちまして、令和4年度第12回豊能町教育委員会3月定例会を閉会いたします。本日はどうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。

閉会 午後3時24分

以上、会議の次第を記し、これを称するためにここに署名する・

令和 年 月 日 署名

豊能町教育長

会議録署名人